

**平成25年度
総合的雪対策の概要**

岩見沢市

取り組み、見直しの主な内容

区分	項目	取り組み、見直しの主な内容
本部体制	<拡充> ・「空き家対策」を本部機能に統合	・「道路除排雪担当」、「情報・弱者対策担当」、「空き家対策担当」
	<継続> ・「弱者等調査支援班」、「施設パトロール班」による活動(全庁体制)	
除排雪	車道・歩道の除排雪	<継続> ・除雪工区内のJVによる作業の効率化及び業者(JV)に対する指示、指導の徹底
		<継続> ・バス路線・主要幹線を中心とした迅速な除排雪の実施
	地域との協働	<継続> ・地域自主排雪による道路環境の向上
		<継続> ・地域除雪センターの開設
	雪堆積場	<拡充> ・新たな市民雪堆積場(雪捨て場)の用地確保
		<拡充> ・栗沢町(由良)雪堆積場の満杯閉鎖時に伴う代替場所の確保
情報提供	<継続>	<継続> ・情報の収集及び発信の一元化による情報提供の推進
		<新規> ・冬期生活に関するガイドブックの作成
		・手段～ホームページ、メールサービス、フェイスブックなど ・内容～排雪に伴う通行止め情報、降雪・積雪状況、支援活動状況など ・雪対策の実施内容、ルール・マナーなど
安全対策		<継続> ・雪下ろし安全装備の無料貸出と安全な雪下ろしに係る啓発の推進
弱者支援	弱者等調査支援 屋根雪下ろし助成	<継続> ・全庁体制による弱者等調査支援活動
		<拡充> ・対象世帯に係る要件の改正
	地域除排雪活動支援事業	<継続> ・社協との連携やふれあい推進協議会による取組事業
	除雪ボランティア(社協)	<継続> ・募集周知の徹底や活動内容のPRなどによる除雪ボランティアの推進
空き家対応		<拡充> ・本部機能への統合による充実・強化
		・空き家パトロールの強化と状況把握 ・公道への落雪防止や緊急措置による危険回避

除排雪対策本部の体制

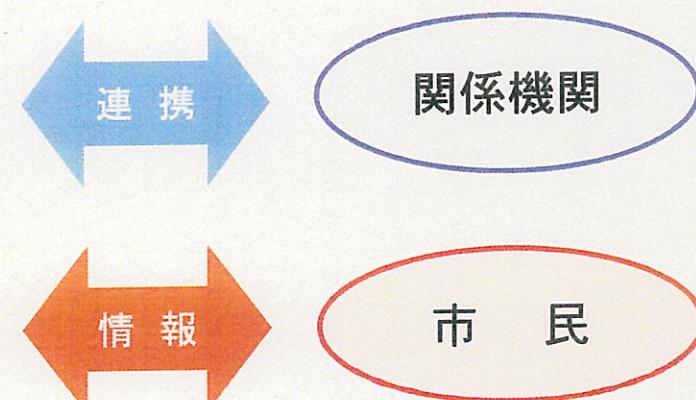
1. 全庁的な組織体制の構築

- (1) 道路除排雪、情報提供、弱者対応など、雪対策における全庁的な組織体制を構築
- (2) 降雪や積雪に応じた迅速かつ的確な対応
- (3) 高齢者対策、空き家対策の強化による安全安心の推進

2. 除排雪対策本部の体制

本部事務局の職員数 63名（常勤18名を含む） ※H24は61名

担当班	主な業務内容
除排雪計画・管理・処理班	<ul style="list-style-type: none">・除排雪の計画、管理、処理・道路パトロール・直轄機動、緊急市民対応など
情報・弱者対策班	<ul style="list-style-type: none">・情報の収集と提供・安全対策・弱者支援など
空き家対策班	<ul style="list-style-type: none">・空き家調査、状況把握・公道への落雪防止・危険回避の緊急措置



3. 豪雪警戒体制に伴う活動

弱者等調査支援活動 (16班)

高齢者世帯などの状況調査を行うとともに、必要に応じた除雪支援の実施

施設パトロール (5班)

学校、児童館など、状況確認や対応が必要と思われる施設

◆豪雪警戒体制の目安

⇒ 最大積雪深が127cm(累年平均)に達し、さらに降雪が予想される場合

除排雪事業

1. 主な取組内容

- (1) 除排雪対策本部の設置による迅速かつ円滑な除排雪の実施
- (2) 除雪工区内のJVにより作業の効率化を図るとともに、バス路線・主要幹線を中心とした除排雪の推進
- (3) ロータリー車の増強(大型1台、小型2台)による迅速かつ緊急的な除排雪への対応
- (4) 効率的な排雪計画や国、道との連携強化による路線の確保
- (5) 市民雪堆積場(雪捨て場)及び地域雪堆積場(雪押し場)の拡充と地域自主排雪支援制度の活用による道路環境の向上
- (6) パトロールの強化や関係機関との連携による雪出し、路上駐車などへの防止対策

2. 除雪の出動基準と作業時間

出動基準	新雪除雪	● 降雪量が10cm以上予想されるとき
	路面整正	● 路面がワダチ状になり、交通障害が予測されるとき ● 降雨や気温の上昇により融雪が進み、通行に支障を及ぼす事態が予測されるとき
	拡幅除雪	● 道路幅員が狭くなったり、見通しが悪くなったり、通行に大きく支障を及ぼす事態が予測されるとき
作業時間	基準完了時間	● 午前7時まで(気象状況により変更あり)

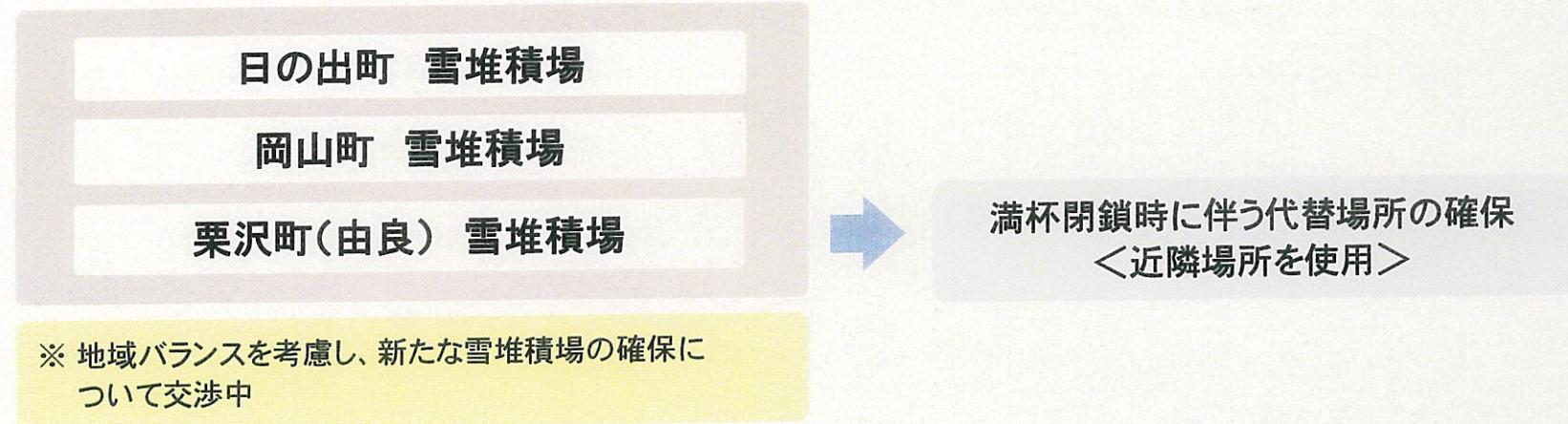
3. 平成25年度除排雪計画

種 別	H25 計画距離	H24 実績距離
道路除雪	956. 5km	956. 5km
歩道除雪	136. 5km	136. 3km
排 雪	83. 6km	83. 6km

市民雪堆積場（雪捨て場）・地域雪堆積場（雪押し場）

1. 市民雪堆積場（雪捨て場）

- ◆ 市民雪堆積場（雪捨て場）の拡充
 - ◇ 新たな市民雪堆積場（雪捨て場）の確保による利便性の向上
 - ◇ 満杯閉鎖時（栗沢町由良）に伴う代替場所の確保



2. 地域雪堆積場（雪押し場）

- ◆ 住宅地において、重機で雪を押し込む地域雪堆積場（雪押し場）の拡充
 - ◇ 遊休市有地の活用による雪処理の推進
 - ◇ 利用可能な用地（空き地など）を所有されている方の協力による雪処理の推進
- ◆ 民有地の拡充における実施方法（案）
 - ◇ これまでの用地は継続して使用させていただくほか、無償による新たな協力（提供）を募集

要 件	● 住宅地で利用可能な用地（空き地など）である ● 無償で用地を提供する	その他の	● 使用後（融雪後）のごみ拾いは、町内会が行う ● 集めたごみの始末は、市が行う ● 排雪はしない
方 法	● 市は、広報紙、ホームページなどにより募集する ● 町内会は、利用可能な用地を見つけて、所有者の承諾を得て市に連絡する ● 協力（提供）する所有者は、町内会または市に連絡する		

情報提供

1. 雪に関する情報提供

- ◆ 多様な手段や内容の充実による情報提供の推進

＜情報提供の手段＞

- ◇ ホームページ
- ◇ メールサービス
- ◇ ツイッター、フェイスブック
- ◇ 市民気象情報
- ◇ 雪情報モニター
- ◇ コミュニティFM放送
- ◇ 有線放送

＜情報提供の内容＞

- 【道路除排雪】～ 排雪作業に伴う通行止めなど
- 【市民周知】～ 積雪・降雪状況、公共交通情報、支援活動状況、ルール・マナーに関する協力要請、道道や市道の通行止めなど
- 【注意喚起】～ 気象情報、落雪注意、車両運転注意、暴風雪に伴う自粛など
- 【その他】～ 臨時休校情報、除雪ボランティア募集など

2. ガイドブックによる冬期生活の向上

- ◆ ガイドブックの主な内容(案)

① 雪対策の実施内容について	除排雪事業、情報提供、雪下ろし助成など「総合的雪対策」に関する内容など
② 冬期生活におけるルール・マナー	守るべき内容や協力が必要な内容など
③ 除排雪に関するQ&A	除排雪について良くある質問など
④ 冬の生活に関する注意事項	安全な雪下ろし作業、家庭用除雪機による事故防止など
⑤ 冬の生活に関する主な問合せ・連絡先(電話番号簿)	困ったり、わからないことがあった場合の問合せ・連絡先

高齢者世帯等雪下ろし助成

- 居住する家屋の雪下ろし等を自力で行うことが困難な高齢者世帯等が、事業者に費用を支払って雪下ろしを実施した場合に、その費用の一部を助成する。
- 対象世帯の要件の改正 (H24 非課税 → H25 均等割まで)

